

埼玉県報

第 2 4 4 4 号 平成24年11月26日 月 曜 日

目 次

規則

○ 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)

告示

- 埼玉県議会定例会の招集(財政課)
- 予算の公表(財政課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 〇 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十九号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正す

る。

第百五十六条第二項ただし書中「第二号」 則

の下に「又は第四号」を加える。

この規則は、 公布の日から施行する。

埼玉県告示第千五百六十九号

埼玉県議会平成二十四年十二月定例会を十二月三日に招集する。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千五百七十号

十九条第一項の規定により専決処分した平成二十四年度埼玉県一般会計補正予算 (第二号) を、次のとおり公表する。 平成二十四年十一月十九日に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成24年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)

平成24年度埼玉県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,839,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,683,877,572千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		152, 584, 773	2, 839, 833	155, 424, 606
	3 委 託 金	2, 847, 808	2, 839, 833	5, 687, 641
歳	合 計	1, 681, 037, 739	2, 839, 833	1, 683, 877, 572

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総	務	費				88, 110, 927	2, 839, 833	90, 950, 760
			7 選	挙	費	76, 811	2, 839, 833	2, 916, 644
	歳	出	合	計		1, 681, 037, 739	2, 839, 833	1, 683, 877, 572

埼玉県告示第千五百七十一号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

tp://www.saitamaken-npo.net/)) 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター にお 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の により縦覧に供する。 申請書を受理 変更の日 〇情報ステー した日から二月間、 の属する事業年度 ション (ht いて備え置

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月十四日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみ福祉会

三 代表者の氏名

新井 明彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市脚折町五丁目十番地二十一(百一

五 定款に記載された目的

心身に障害をもつ方に対し地域社会福祉事業の向上に寄与することを目的とす この法人は、 障害者自立支援法にもとづく 指定障害福祉サービス事業を行い、

శ్ర

埼玉県告示第千五百七十二号

出さ 定 款 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項 の規定により公告す 書が提 ょ ıΣ

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センター /www.saitamaken-npo.net/)) ⊔よ び翌事業年度 お、 当該申請 の事業計画書及び活動予算書を、 に係る変更後の定款並 り縦覧に供する。 びに当該定款 申請書 の を受理 変更の に 日 U おい た 日 の属 ション(http:/ て備え から二月間、 す る事業年度 (置く方

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十四年十一月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウィルハッピ

三 代表者の氏名

牛ノ濱 弘行

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市新狭山一丁目十八番地七 五〇八

五 定款に記載された目的

(変更前)この より生活しや 福祉の増進に寄与することを目的とする。)法人は、 す い環境づくりの支援をすることにより、 障害者や高齢者等の 移動 制約者やその介護者等に対して、 利用者の 利便向上を目指

(変更後)こ する。 の保護を要する者に対し の法人は、 医療又は福祉の増進を図り、 障害者、 Ţ より生活し 高齢者等やその やす 人権擁護の推進に寄与することを目的と ĺ١ 環境づ 介護者等 ij の 移動制 の支援をすることによ 約 者、 及 び緊急

埼玉県告示第千五百七十三号

定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一)早朝・深夜における空調機の室外機、車のエンジン音等の騒音に対して、 近隣住民への配慮を徹底するよう努めていただきたい。

(二)建物周辺の夜間照明に対して、近隣住民への配慮を徹底するよう努めてい ただきたい。

(三)指針に基づく配慮事項の遵守をお願いしたい

二縦覧期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

埼玉県告示第千五百七十四号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

埼玉県川越市砂新田八十九番地

口 変更の概要

大規模小売店舗におい て小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前)株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

(変更後)株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

八 変更年月日

平成二十一年六月十七日

二 届出年月日

平成二十四年十一月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十五年三月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十五年三月二十六日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千五百七十五号

のとおり縦覧に供する。 定による意見の概要について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

防止に努めてください。 駐車場利用時間の変更時間帯が、 朝の通学・通勤時間帯と重なるため事故

場にならないようにしてください。 延長した駐車場利用時間帯が早朝及び深夜になるため、 児童生徒のたまり

騒音等の苦情が発生しないように適切な運営をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

埼玉県告示第千五百七十六号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事

上

田

清

司

許可番号

第二〇一一 三八 一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

深谷市荒川字原宿八百三十七番 外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 千五百九十二・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇三四立方メートル毎秒